



兵労基発 0327 第 4 号
平成 26 年 3 月 27 日

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

兵庫県支部 支部長 殿

兵庫県労働局長



建設業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

建設業においては、本年に入り、死亡災害が 3 月 26 日現在 6 件発生し、昨年同時期の 1 件を大幅に上回る状況となっています。

特に、3 月には 4 件発生と急増しており誠に遺憾なことであります。

これは最近 10 年間で最も死亡災害が多く発生し、年間で 29 人もの尊い命が失われた平成 15 年 3 月末と比べても多く、全国的に見ても極めて多発している状況といえます。

事故の型別では、墜落・転落災害が 5 件、はさまれ・巻込まれ災害が 1 件と従来型の災害が依然として多発し、高所作業での墜落防止措置が全くなかったもの、天窓の踏み抜き、建設機械の用途外使用により機械とともに転落したもの、建設機械の旋回範囲内に入って機械に挟まれたものなど、基本的な安全対策がなされていないことや、作業マニュアルが策定されていない又は徹底されていないことなどが原因となっています。

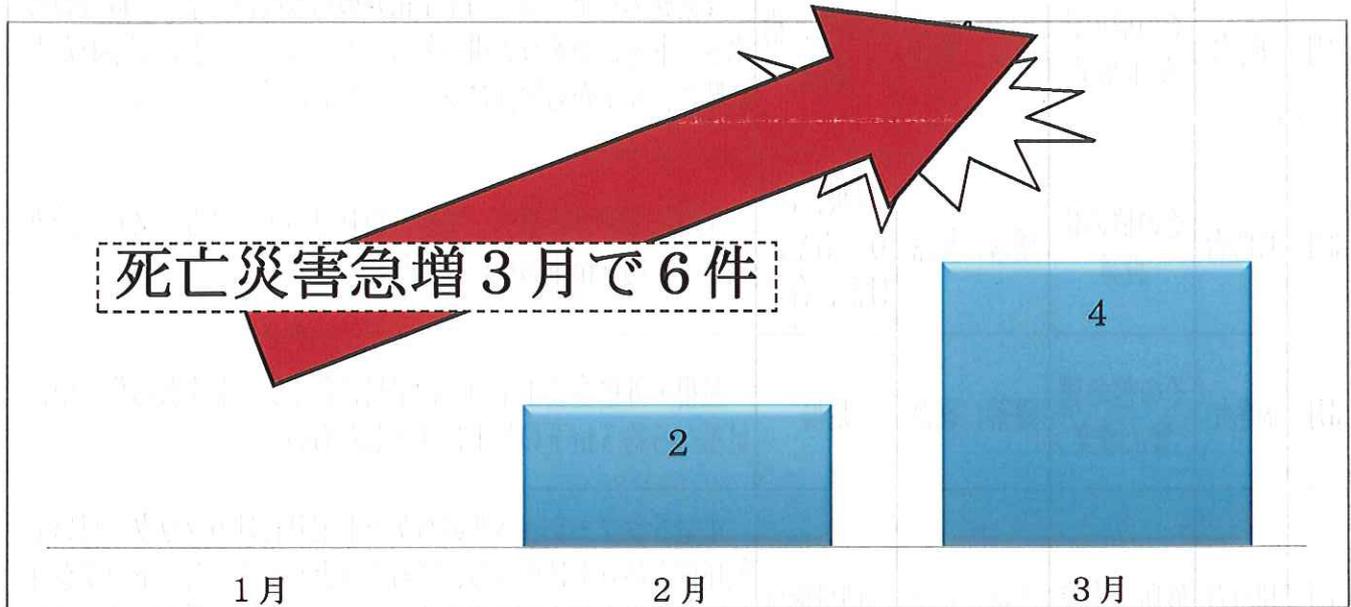
つきましては、貴団体におかれましては、会員事業場に対し、経営トップ自らが率先して緊急安全点検を実施され、不安全行動の排除、危険要因の徹底排除などにより、実効ある労働災害防止対策の更なる徹底を図っていただくよう要請します。



建設業の死亡災害が多発しています!

(死亡労働災害防止緊急対策について)

兵庫労働局



兵庫県内の建設業において死亡災害が大幅に増加し、今年3月26日で6件となっています。特に3月には4件と急増しています。

リスクアセスメントを実施して、危険箇所・有害箇所の改善を事前に行い、労働災害防止に努めてください。

墜落・転落災害

- ・ 足場、作業床に手すり及び中さん等の設置
- ・ 防網の設置・ハーネス型安全帯の着用
- ・ 開口部の養生
- ・ 危険個所の表示
- ・ 足場について作業主任者等による巡視及び点検実施

建設機械災害

- ・ 主たる用途以外の用途の使用禁止
- ・ 誘導者の配置。立入禁止区域の明確化
- ・ 作業計画の事前作成及び周知
- ・ 有資格者の配置
- ・ 現場責任者による巡視
- ・ 運行経路の路肩崩壊防止

崩壊・倒壊災害

- ・ 決められた掘削勾配の確保
- ・ 形状、亀裂の有無、含水状態等の点検
- ・ 土止め支保工の設置
- ・ 作業計画の事前作成、作業手順の徹底
- ・ 作業主任者の選任及び職務の励行

交通労働災害

- ・ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- ・ 交通ヒヤリマップ等の作成及び周知
- ・ 労働時間の適正な管理による疲労運転の防止

平成26年 建設業における死亡災害発生の概要

件数	災害発生		業種	事故の型	起因物	発生状況概要
	月	時間	小分類	分類項目	小分類	
1	2月	11時台	その他の建築工事業	墜落、転落	作業床、歩み板	一側足場の解体作業中に、高さ約3mのベランダ端部（足場との隙間は約50cm）から墜落したものの
2	2月	9時台	その他の建築工事業	墜落、転落	建築物、構造物	4階建の屋上（高さ約17m）の防水改修工事で、既設の防水シートを剥がそうと引っ張ったところ、シートが剥がれたと同時に、屋上から地面にシートとともに墜落したものの
3	3月	17時台	その他の建設業	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	工場の屋根で作業中、明かり取り用の天窗（ガラス）を踏み抜いて、約9m下の床に墜落したものの
4	3月	8時台	その他の建築工事業	墜落、転落	足場	屋根・外壁塗装工事の一側足場に養生シートを張る作業中、足場から約5m下の地上に墜落したものの
5	3月	10時台	砂防工事業	墜落、転落	掘削用機械	小型ドラグ・ショベルのバケット取り付けのフックを用いて転圧機を吊り上げ運搬し、降ろそうとしたところ、ドラグショベルが安定を失って斜面を約2.5m転落し、横転したドラグショベルと擁壁にはさまれたものの
6	3月	11時台	その他の建設業	はさまれ、巻き込まれ	解体用機械	家屋解体工事現場で散水作業を行っていたところ、旋回した解体用つかみ機のカウンタウェイトと壁の間にはさまれたものの